

2022年（令和4年）第12回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）12月16日（金）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）12月16日（金）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）12月28日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 非農地判断について
 - 議案第6号 福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について
 - 議案第7号 福山市農業委員会処務規則の改正について
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 4番 野田 幸男 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人
 - 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁 10番 安原 理雄 13番 山本 明
 - 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上10名
- 8 欠席委員
 - 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 9番 石井 洋子 11番 下江 京子
 - 以上4名
- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員等

事務局 長	佐藤 貴保	事務局専門員	延平 光雄
事務局 次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
神辺出張所	杉原 信弘	沼隈出張所長	野田 真之
松永出張所	花田 宏		

以上7名

11 議事内容
午前 9時57分

事務局長	ただいまから、2022年（令和4年）第12回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数14名のうち、出席委員10名、欠席委員4名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号4番野田幸男委員と議席番号7番岡本卓也委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第12回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書次第の4 議事に「(追加) 議案第7号 福山市農業委員会処務規則の改正について」を追記。 次に議案書（別冊）8ページ13番の地種欄の「第2種」を「第1種」に訂正。 次に10ページ23番の受人欄「代表取締役 上杉竜次」を「代表取締役 上川竜次」に訂正。

<p>事務局 続き</p>	<p>次に13ページ1番の内、「丙204」と「260-1」の2筆を取下げ。 次に14ページ8番の「203」を取下げ。 次に15ページ29番の「2161-1」を取下げ。 次に16ページ47番を取下げ。 次に17ページ49番, 50番, 52番, 56番を取下げ。それに伴い 合計欄「田 31筆 21, 769 畑 62筆 27, 039 計 9 3筆 48, 808」を「田 25筆 16, 845 畑 59筆 2 5, 958 計 84筆 42, 803」に訂正。 次に35ページ1番の申請事由欄の「携帯電話無線基地局設置」を「携 帯電話無線基地局のための引込柱設置」に訂正。 次に37ページ7番の解約申入日, 解約成立日, 土地引渡日の各欄の「令 和4年12月12日」を「令和4年12月10日」に訂正。説明は以上 です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する 処分決定について」を上程します。</p>
<p>議 長</p>	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、12月22日（木）の12時50分からの現地調査と12月 23日（金）午前9時50分からの現地調査に続き、午前10時50分から市 役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中6名の出席により、議案第1号2件, 議案第4号1件, 議案第5 号13件, 合計16件について審議しました。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につい て」の1頁1番と2番について報告します。 1番は、入船町一丁目の渡人から御幸町中津原の受人が経営規模拡大のため 取得するものです。 場所は、中津原浄水場から北, 430メートルです。 2番は、草戸町の渡人から同町四丁目の受人が経営規模拡大のため取得する ものです。 場所は、福山明王台高等学校から南東へ555mです いずれも受人及び申請農地, 営農計画に問題なく, 必要な農機具も確保され ており, 下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、12月26日の午前11時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中8名の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号7件、議案第4号1件、議案第5号5件、合計20件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から7番について報告します。</p> <p>3番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、東京都練馬区の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、本郷町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から、借り入れ地の所有権を取得するものです。</p> <p>7番は、田尻町の受人が、南本庄の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、12月23日、午後1時から議案第5号についての現地調査を行いました。</p> <p>そして、12月26日、午前9時から、議案第1号から第5号について、関係者により現地調査を行い、午前11時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中、5名の出席により、議案第1号4件、議案第2号3件、議案第3号4件、議案第4号2件、議案第5号30件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決</p>

<p>委員 7番 岡本 続き</p>	<p>定について」の8番から11番について報告します。</p> <p>8番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲り受けて新規就農され、野菜を栽培する計画です</p> <p>9番は、柳津町の受人が、岡山市の渡人から譲り受け、果樹及び野菜を栽培する計画です。</p> <p>10番と11番は関連案件です。柳津町の受人が、金江町の渡人から、10番で使用貸借権を設定し、11番で譲り受けて新規就農され、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれの案件も農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長 委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、12月23日の午後1時00分からと12月26日の午後0時30分から関係者により、現地調査を行い、12月26日の午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち7名の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号9件、議案第4号3件、議案第5号5件、の合計22件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの12番から4ページの15番について報告します。</p> <p>12番は、新市町の譲受人が、御幸町の譲渡人から申請地を譲り受け、イチジク・栗などの果樹を作付けし、経営規模を拡大するものです。</p> <p>13番は、新市町の借受人は9ページの17番で新居を構え、その隣地である母親が所有するこの申請地へ使用貸借権を設定し、水稻を栽培して新規就農するものです。</p> <p>14番と15番は関連案件です。</p> <p>新市町の借受人あるいは譲受人は、横尾町の貸出人あるいは譲渡人から14番で申請地を使用貸借権により借り受け、水稻を栽培する計画です。また、15番では申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、あわせて新規就農する計画です。</p> <p>いずれの案件も、譲受人または借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、12月26日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号1件、議案第3号4件の合計5件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ16番について報告します。</p> <p>16番は、申請地の八尋の田1筆423㎡について、八尋の渡人が、労力不足で耕作困難となったことから、親族である同町の受人が譲り受けて、畑として耕作し、果樹・季節野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、多治米町の申請人が、申請地に農家住宅1棟を建築するものです。場所は、国道2号早戸ランプの南、約800メートルです。</p> <p>2番は、沼隈町の申請人が、申請地において宅地を拡張するものです。場所は、沼隈体育センターの東、約500メートルです。</p> <p>なお、どちらも農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。現地調査をしましたが、どちらも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、藤江町の申請人が、自宅への進入路を整備するものです。場所は、藤江保育所から西へ355メートルのところですか。</p> <p>4番は、今津町の申請人が、自宅敷地を拡張し、自宅への進入路と庭敷を整備するものです。場所は、葉粉（ハゴ）池から東へ、約180メートルのところですか。</p> <p>5番は、千葉県千葉市の申請人が、自己所有の住宅の敷地を拡張し、帰省時および近隣在住の親戚用の露天駐車場を設置するものです。場所は、新池から東へ、約420メートルのところですか。</p> <p>なお、3番と5番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>いずれも、現地調査を行いました。農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページ6番について報告します。</p> <p>6番は、新市町に住む申請者が、申請地を30センチメートルから50センチメートル盛り土をし、整地して貸置場として整備します。それから、事業用の資材置場を必要とする土木建設業等を営む者へ賃貸する計画です。現在、申請地の利用者は未定であり、貸借契約もありません。露天資材置場に遅滞なく供することの確実性がなく、転用計画面積の妥当性も判断できないため、不許可処分としました。</p> <p>場所は、網引小学校の東300メートルの所です。</p> <p>なお、6番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の「5番」は平成18年度から平成21年度にかけて、藁江大新田地区として新農業水利システム保全対策事業で整備された第1種農地です。</p> <p>「4番」は高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入り口の周囲おおむね300メートル以内の区域にある農地と認められるため第3種農地と判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、6番以外は農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「5番」は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号の「6番」は不許可、「5番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号の「6番」は不許可、「5番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番から7番について報告します。</p> <p>1番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、瀬戸小学校の北東、約400メートルです。</p> <p>2番は、一時転用の案件です。岡山市の受人が、山手町の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南西、約500メートルです。</p> <p>3番は、瀬戸町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南西、約400メートルです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>4番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、農家住宅離れ1棟の建築及び宅地の拡張をするものです。 場所は、国道2号早戸ランプの南西、約400メートルです。 5番は、津之郷町の受人が、赤坂町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟及び水路を整備するものです。 場所は、国道2号早戸ランプの南、約600メートルです。 6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、沼隈支所の北、約600メートルです。 7番は、熊野町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、熊野小学校の南西、約300メートルです。 なお、1番、4番、5番、7番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長 委員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8番から11番について報告します。 8番と9番は関連案件です。尾道市の受人が、8番で新市町の渡人から、9番で神村町の渡人から、それぞれ譲り受けて、自分が経営する法人に貸すための露天駐車場を整備するものです。場所は、清水池から南西へ、約100メートルのところです。 10番は、柳津町の受人が、本郷町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、二ツ池から東へ、約550メートルのところ です。 11番は、山手町の受人が、金江町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、金江保育所から東南へ、約35メートルのところ です。 なお、8番から11番は、すべて農振農用地区域内の農地のため、農振除外 手続き中です。 いずれも、現地調査を行いました。農地への営農条件に支障を生じる恐れ もないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊8ページ12番から9ページ20番について報告します。</p> <p>12番は、芦田町の実家で両親と同居している借受人が、子供が成長し、手狭になったため、実家に近い伯父の所有する申請地へ使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、市立動物園の東400メートルの所です。</p> <p>13番は、芦田町の借受人家族が住んでいる借家が手狭になり、実家に近い父親の所有する申請地へ使用貸借権を設定し、住宅を建築して親の農業を手伝うものです。</p> <p>場所は福相小学校の東300メートルの所で、福田上地区として、平成18年度から平成20年度にかけて実施された区画整理事業により整備された第1種農地です。</p> <p>14番は、御幸町の借受人が住んでいる借家が手狭になり、実家に近い祖父が所有する申請地へ使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は加茂支所の東500メートルの所です。</p> <p>9ページ15番は、加茂町の譲受人である宗教法人は同町の譲渡人から申請地を譲り受け、不足する参拝者の露天駐車場を整備するものです。</p> <p>場所は加茂中学校の北西250メートルの所です。</p> <p>16番は、譲渡人が代表を務める神辺町の搬送機械装置の設計製作等の事業を行う法人が申請地と併用地を含む所要面積756㎡へ進入路及び露天資材置場を整備するものです。なお、現地は併用地を含め、既に整備され使用しているため、顛末書を受けています。</p> <p>場所は駅家東小学校の北東700メートルの所です。</p> <p>17番は、新市町の借受人は住んでいる借家が手狭になり、母親の所有する申請地へ使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は駅家西小学校の北550メートルの所です。</p> <p>18番は、御幸町で包装資材の製造を行う譲受人が3名共有の譲渡人から申請地を譲り受け、新規事業で不足する従業員の駐車場や大型トラックの旋回場及び駐車場に転用するものです。</p> <p>場所は御幸小学校の西1キロメートルの所です。</p> <p>19番と20番は関連案件です。</p> <p>駅家町で土木建設業を営む借受人は、事業拡大で露天駐車場が不足しており、19番の申請地を賃借権によりまた、20番の申請地を使用貸借権により借り受け、所要面積323㎡へ整備していくものです。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>場所は宜山小学校の南1キロメートルの所です。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 なお、12番から20番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」10ページ21番から24番について報告します。 21番は、廃棄物処理業を営む川南の法人が、川南の田1筆46㎡と畑1筆398㎡の合計444㎡を譲り受けて、事業展開で不足する露天駐車場として整備・利用するものです。 22番は、湯野の渡人が所有する申請地の湯野の田2筆合計378㎡について、孫である岡山県倉敷市の受人が使用貸借権の設定をして借り受けて、自己住宅及び車庫を建築するものです。 23番は、土木工事建築業を営む松永町の法人が、木之庄町の渡人から十三軒屋の田2筆合計381㎡を譲り受けて、事業拡大で不足する仮設資材、事業用車両を保管するための露天資材置場として整備・利用するものです。 24番は、建設工事業を営む湯野の法人が、下御領の渡人から下御領の田2筆合計281㎡を譲り受けて、事業拡大で不足する露天駐車場及び工事用鉄筋等を保管するための露天資材置場として整備・利用するものです。 なお、22番と24番の申請地については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。 現地調査を行いました。いずれも日照・排水について問題なく、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の「10番」は昭和52年から昭和59年にかけて、本郷地区として土地改良総合整備事業で整備された第1種農地です。 また、「13番」は平成18年から平成20年にかけて、福田地上地区として区画整理事業で整備された第1種農地です。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>「２３番」は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり，その規模がおおむね１０ヘクタール未満であるため第２種農地として判断されます。</p> <p>「２２番」は井原鉄道井原線湯野駅からおおむね３００メートル以内に存在するため第３種農地と判断されます。</p> <p>その他の案件は，農用地区域内農地，甲種農地，第１種農地，第３種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第２種農地として判断されます。</p> <p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお，「１０番」と「１３番」は第１種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第３号の「１０番」と「１３番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により，議案第３号の「１０番」と「１３番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は原案のとおり許可する</p>

議 長	ことに決定します。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第4号「非農地証明について」の11頁1番について報告します。 1番は、奈良津町三丁目の申請人2人が、同町二丁目の一筆について申請するものです。 1969年（昭和44年）から建物3棟が建っており、住宅敷地として利用し現在に至るものです。 場所は、中央中学校から北西へ675mです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。 神奈川県川崎市の申請人が、昭和59年から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、常石ともに学園の北東、約200メートルと300メートルです。 なお、本件のうち、3筆は農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	それでは、議案第4号「非農地証明について」の3番と4番について報告します。 4番は、岡山市の申請人が、平成19年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。 場所は、場所は、柳津小学校から北方向へ、約560メートルから、1300メートルのところです。 5番は、松浜町四丁目の申請人が、平成14年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。岡本池から北西方向へ、約75

<p>委員 7番 岡本 続き</p>	<p>0メートルから，350メートルの範囲です。 なお，甲7654番109を除く申請地は，農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております 現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは，議案第4号「非農地証明について」の別冊12ページの5番から7番について報告します。 5番の申請地は，昭和45年から耕作放棄していたところ，竹木が繁茂し山林となっています。 場所は服部大池の北2.8キロメートルの所です。 6番の3筆の申請地は，昭和45年から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し原野となっています。 場所は服部大池の北西2.5キロメートル周辺です。 7番の申請地は，昭和45年から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し原野となっています。 場所は服部大池の北西2.2キロメートル周辺です。 現地調査をしましたが，農地性はなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。 なお，6番と7番の申請地は，農振農用地区域内の農地のため，関係部局との調整が整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので，採決します。 議案第4号について，原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第5号「非農地判断について」の13頁1番から14頁13番について報告します。 1番～13番は字が4つにまたがりますが、ひとつの谷の比較的まとまった場所にあるものです。 農地パトロールでは昨年から荒廃区分5赤と確認しており、山林状態が続いてるものですが、そのずっと以前から耕作放棄された様子です。山間部で不整形地・傾斜地・接道がないところが多く、耕作困難だったと考えられます。 場所は、春日小学校から北西1,380mです。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第5号「非農地判断について」の14番から18番について報告します。 14番については郷分町において、15番と16番については津之郷町において、そして17番と18番については赤坂町において、いずれも昨年度から農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。
議長	松永地区の報告をお願いします。

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第5号「非農地判断について」の19番から51番について報告します。</p> <p>19番から51番については、本郷町において昨年からは、農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。</p> <p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断は妥当としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第5号「非農地判断について」の別冊17ページ53番から58番について報告します。</p> <p>53番の農地は、谷あい、階段状の不整形地、法面のため、雑木等が繁茂しておりました。</p> <p>場所は有磨小学校の南2.1キロメートルの所です。</p> <p>54番の農地は、谷あい、階段状の不整形地のため、竹林が繁茂しておりました。</p> <p>場所は有磨小学校の西2キロメートルの所です。</p> <p>55番の農地は、魚之面池の堤体の下で階段状の不整形地のため、雑木等が繁茂しておりました。</p> <p>場所は市立動物園の南東500メートルの所です。</p> <p>57番の農地は、階段状の農地で、雑木等が繁茂しておりました。</p> <p>場所は福相小学校の南東500メートルの所です。</p> <p>58番の農地は、神谷川の東対岸と山裾の間で、雑木、竹木等が繁茂しておりました。</p> <p>場所は常金丸中学校の北300メートルの所です。</p> <p>53番から58番は農地性がなく復元も困難であり、周辺の農地への影響もないため、非農地判断は妥当としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務</p>

事務局 続き	局等の関係機関にその旨を通知することとなります。 以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
議長	次に、議案第6号「福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	議案第6号の福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について説明します。 改正箇所は2つあります。1つは、イベント会場などとして短期間農地を利用する場合に農地法の手続きがいらぬことを明確にするものです。 ガイドラインの12ページの下から7行目以降に『ただし、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）（令和4年3月31日付け3農振第2869号農村振興局長通知）」規定により、農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明ら

<p>事務局 続き</p>	<p>かな場合は、この限りではない。』を追記するものです。</p> <p>2つ目がいわゆる農地法3条で取得した農地を転用する際の「3年3作」に関する記述を削除するものです。</p> <p>ガイドライン22ページの第3 一般基準の農地等の転用の確実性について、「ウ 相当の理由がないにもかかわらず、法第3条の許可による所有権取得後少なくとも3年を経過しておらず、かつ3作以上の耕作がなされていない農地の転用が申請された場合は、法第3条の趣旨に反した転用目的での農地の取得と捉え、「信用」があるとは認められないものとする。」という記述を削除するものです。</p> <p>なお、このことについては、国から独自に要件を課すことは望ましくないとの通達に基づく措置です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり改正することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第6号は、原案のとおり改正することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、(追加) 議案第7号「福山市農業委員会処務規則の改正について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号について説明します。</p>

事務局 続き	<p>これは、指令番号の表記の仕方を全庁的に統一するために、処務規則の改正を行うものです。</p> <p>具体的には、第10条第2項を改正することにより、許可書等の指令番号について、これまで、「指令福農委〇〇番」と表記していたものを、「福農委指令〇〇番」とすることとなります。</p>
議長	<p>議案第7号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第7号は、原案のとおり改正することに決定します。</p>
議長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の18ページから23ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、25件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、24ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、25ページから33ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条5件、5条50件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p>

事務局 続き	<p>次に、34ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に、35ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、36ページと37ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、38ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、39ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年(令和4年)第12回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は1月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時55分閉会